想定される障害者差別解消支援地域協議会の在り方(叩き台)

			市町村	
	望まれる機能等	地域の実情に応じて検討する機能等	望まれる機能等	地域の実情に応じて検討する機能等
差別の解消の推進に関する取組	都道府県内における、	地域の美情に心して快部9分機能等	並みれる機能 等	市町村内における、 ① 差別解消の推進のための取組に関する協議 ・事例の集積による認識の共通化・構成機関による周知啓発の取組・社会資源の開発・改善 ② ①を踏まえた構成機関等に対する差別解消の推進のための取組に関する提言
個別事案への対応		① 相談機関や市町村協議会等から 寄せられた相談や相談に係る事 例の対応を協議 (部会等の設置もあり得る?)② ①の協議結果を基に相談機関等 に提案		
当該自治体に存在すると考えられる主な構成機関の担い手	当事者:障害者団体、家族会 等 行政:法務局、労働局、知事部局、教育委員会、都道府県警 等 医療:医師会、歯科医師会、看護協会 等 福祉:都道府県社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、福祉専門職等 団体、社会福祉施設等団体 等 事業者:商工会議所、経営者協会、公共交通機関 等 法曹:弁護士会、司法書士会 等 その他:学識経験者、新聞社、放送局 等		当事者:障害者団体、家族会 等 行政:市町村部局、教育委員会 福祉:社会福祉協議会、相談支援事業者 等 相談関係:人権擁護委員、民生委員、身体・知的障害者相談員 等 専門職:医師、弁護士、社会保険労務士、福祉専門職 等 事業者:商工会議所 等 その他:学識経験者 等 (指定都市、中核市等においては国等の機関の参加もあり得る?)	
事務局機能	・事務局機能の一環として適切な相談機関の紹介を行う	・相談機関の紹介のほか、相談員等 を別途配置し、事例の掘り起こし や相談業務を通じた紛争解決を 図る	・事務局機能の一環として適切な相談機関の紹介を行う	・相談機関の紹介のほか、相談員等 を別途配置し、相談業務を通じた 紛争解決を図る